

被相続人居住用家屋等確認申請書提出時に必要な書類一覧 (家屋取り壊し等後の敷地の譲渡の場合 令和8年5月現在)

国立市都市整備部都市計画課

① 被相続人居住用家屋等確認申請書 (様式1-2)

- 国土交通省様式の申請書になります。国土交通省もしくは市ホームページからダウンロードください。
- 申請者(相続人)が複数存在する場合、申請者の数分申請書が必要になります。
- 2021年4月より申請者の印鑑は不要となりました。

② 被相続人(お亡くなりになられた方)の住民票除票の写し(コピー可)

- 国立市役所にて取得ください。被相続人の死亡日、死亡時の居住地を確認します。
- 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合を除き、住民票除票に記載の住所が被相続人居住用家屋等の敷地と同一住所であることが示せること。
※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居していた場合には、被相続人の戸籍の附票が必要となります。

③ 相続人(相続した方)の住民票の写し(コピー可)

- 相続人の居住する自治体にて取得ください。
- 相続時から家屋の取壊し、除却または滅失(以下、「取壊し等」という)日までの間に、相続人全員が当該家屋に住んでいないことが示せること。
- 相続人全員分の住民票が必要です。
- 家屋取壊し等日以降に発行した住民票をご提出ください。
※被相続人の死亡時以降に相続人が居住地を2回以上移転している場合、戸籍の附票が必要となります。

④ 敷地等の不動産売買契約書の写し(コピー可)

- 契約書全ページのコピーを提出してください。
- 敷地を譲渡した日が相続日から3年を経過する年の属する12月31日まで、かつ、特例の適用期間内の譲渡であり、さらに、家屋取壊し等日以後であることが確認できること。

⑤ 家屋の閉鎖事項証明書の写し(コピー可)

- 法務局にて取得ください。
- 相続した家屋の建築年月日及び取壊し等の日を確認します。
- 建物の滅失登記申請書、建物滅失証明書、建物の滅失登記完了証、解体工事の請負契約書等により代替できる場合がありますが、家屋の建築年月日及び取壊し等の日が確認できない場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

⑥ 敷地等の登記事項証明書の写し(コピー可)

- 法務局にて取得ください。
- 敷地の所在地、所有者及び相続人の数を確認します。
- 相続登記が未了の場合等、登記事項証明書で相続人の数が確認できない場合は、遺産分割協議書等、相続人の数及び取得状況が確認できる書類の提出をお願いします。

⑦ 以下のいずれかのうち1つ(コピー可)

(被相続人死亡後、譲渡までの間家屋や敷地が事業や貸付けに使われていないことを示せるもの。)

1. 当該家屋における電気・ガス・水道いずれかの使用停止日がわかる証明書
・当該家屋の住所が明記されていること。

- ・原則、相続時から譲渡までの間に閉栓・使用停止されていること。
- ・発行等についてはご契約されている電気・ガス・水道事業者にお問い合わせください

2. 宅地建物取引業者の広告の写し

- ・家屋が現況空き家であり、取り壊し予定(更地渡し)であることが示されていること。

3. 申請被相続人居住用家屋及びその敷地が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」を容易に認めることができるような書類
(例:シルバー人材センター等、所在市区町村が認める者が申請被相続人居住用家屋の譲渡の時までに管理を行っていることの証明書)

⑧ 家屋取り壊しから敷地等の譲渡までの使用状況がわかる写真

敷地が別の建物等の敷地の用に供されておらず、更地であること。

＜被相続人がお亡くなりになる直前に老人ホーム等に入所していた場合、以下の追加書類が必要（拡充要件）＞

⑨ 被相続人が要介護認定等を受けていたことがわかるもの（コピー可）

- (例)・介護保険の被保険者証の写し
- ・要介護認定等決定通知書の写し
 - ・市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類
 - ・要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録

⑩ 被相続人が老人ホーム等に入所した際の契約書の写しなど（コピー可）

- 入所していた老人ホーム等の名称、所在地、種類がわかるもの。
- 住民票住所と入所していた老人ホーム等の住所が同一であることがわかるもの。

⑪ 被相続人の老人ホーム等入所後から相続開始の直前まで、被相続人が申請被相続人居住用家屋を一定使用し、かつ、事業の用、貸付けの用又は被相続人以外の居住の用に供されていないことを容易に認められる書類 1 点（コピー可）

- (例)・電気、ガス、水道の使用中止日が確認できる書類(老人ホーム等入所中にライフラインが使用されていたことがわかるもの。原則、契約名義が被相続人と同一であること。)
- ・老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録(老人ホーム等入所中に対象家屋を一定利用していたことがわかること。)
 - ・被相続人宛にその住居に送られた郵便物の写し(老人ホームなど入所中に対象家屋に被相続人宛の郵便物が送付されていることが確認できること。)

※提出いただいた書類のみで要件を満たしているかどうか確認ができない場合、追加書類の提出やヒアリングなどをお願いする場合もございますので、予めご了承ください。